

## 第5回高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会 会議録

### 1 日時

平成30年11月16日（金）9：00～11：10

### 2 場所

高知会館

### 3 出席者

松岡委員長、妹背委員、内田委員、嶋田委員、武内委員、筒井委員、宮地委員、依田委員（事務局）

君塚総務部長、原総務部副部長、徳橋文書情報課長、文書情報課員5名

### 4 会議の概要

#### （1）第4回検討委員会の確認

前回の会議録等について確認し、特段の追加意見等はなかった。

#### （2）高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けて

事務局から報告書案の説明を行い、各委員及び事務局から表現の整理修正、誤字脱字の指摘のほか、下記の修正意見があった。これらを事務局で修正し、各委員が確認後、松岡委員長が確認をし、県に正式に報告することとなった。

- ・「2(1)条例の目的について」の表現を、条例案に即した記述とすること。
- ・「2(2)条例の定義等について イ 公文書について」の表現中、「公文書の例外」の論旨が分かりづらいため、表現を整理すること。
- ・「2(8)管理状況の報告について」の表現中、「知事部局の公文書管理の適正化を図るために公文書管理委員会（仮称）がコンプライアンス確保の役割を担う」の論旨が分かりづらいため、表現を補足すること。
- ・「2(9)公文書管理規程について」の表現中、「実施機関が公文書管理規程の制定改正時に公文書管理委員会（仮称）に諮問を行う理由」の論旨が分かりづらいため、表現を整理すること。
- ・「2(11)高知県公文書管理委員会（仮称）について」のなお書きの表現中、「望ましい公文書管理委員会の委員に求められる見識として」、利用者視点から公文書の廃棄の妥当性を判断する委員として、「マスコミ関係者」とは別に「市民感覚を持つ方」を明示すること。
- ・「5 公文書管理条例制度導入にあたっての参考にすべき事項について」の添付資料については、一般の方にわかりやすくなるよう今後も工夫すること。特に、歴史資料として重要な公文書等であり、公文書館に移管される文書である「歴史公文書等」の内容がわかりづらいので整理すること。

また、以下の確認、意見があった。

**【依田委員】**

- ・公文書の整理について、「できる限り早い時期に保存期間満了時の措置を定める。」とあるが、高知県では、46 ページのフロー図でいうと、どこの時点で行うイメージか。

**【事務局】**

- ・「整理」の欄の隣に「保存期間及び保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の設定」としており、具体的な実務でいうと、文書起案時に文書管理システムで公文書館への移管又は廃棄を入力し、移管とする場合は、選別基準のいずれに該当するかも入力する。

**【宮地委員】**

- ・県の会計事務ハンドブックのように職員が手元においてすぐに確認できるようにガイドラインをまとめる取組をしていただきたい。

**【事務局】**

- ・ハンドブックを作って対応したい。

**【依田委員】**

- ・移管・廃棄の措置の決定を起案文書を整理する段階で行うということで、その段階が一次選別とも言えると感じた。また、国では、行政機関の移管・廃棄の最終判断を保存期間の満了までに終わるようにしているが、高知県では、保存期間が満了してから選別を行うということで、保存期間の満了から最終判断までの時間を少なくして、余計な行政コストがかからないようにしていただきたい。

**【事務局】**

- ・（一般的な公文書の）保存期間が満了する 3 月 31 日の年度内に移管・廃棄の判断をして、4～6 月までの間に公文書館への協議を行い、実施機関から公文書館への移管し、公文書館の方で目録を調製し、公表していくなどタイムラグが無いようにしていきたい。

**【依田委員】**

- ・現用の公文書については、条例施行規則の下に各実施機関がガイドラインに基づく公文書管理規程を設けるということだが、特定歴史公文書等については規程を設けるとはなっていない。国は各公文書館長がガイドラインに基づく特定歴史公文書等の利用等規則を定める例規構造になっている。高知県では、その利用等規則の内容に相当する部分も条例施行規則で定めることになると思われるが、利用等規則で定めているものにはかなり細かい内容まであるので、条例施行規則でもそれらをしっかり入れていただきたい。

**【事務局】**

- ・また、引き続き国立公文書館にも御助言いただきながら、作り込みをしていきたい。

**【宮地委員】**

- ・この条例の大きな目的は、究極の行政改革と言われている。条例が成案となった際には、職員の理解、協力、実行があって、条例の趣旨目的が達成されると思う。職員の協力を得て条例の趣旨目的が達成できるようにしていただきたい。

**【事務局】**

- ・平成 28 年度から本年度まで実施機関の職員に対して研修もしてきて、条例のことは一定職員に浸透してきている。10 月からは歴史公文書等の選別も始めており、条例に関する職員への研修は緻密にやっていくべきもの。来年度は研修計画を作成し、悉皆研修までは難しいかもしれないが、多くの職員に参加していただきたいと思っている。

### (3) その他意見等

#### 【松岡委員長】

- ・これで本委員会の議事は、終了した。最後に御意見等は。

#### 【宮地委員】

- ・公文書のバックアップを十分に取っていただきたい。コンピューターは安定しない場合もある。USBなども使えなくなることがある。

#### 【事務局】

- ・文書管理システムのバックアップ状況については、確認し、お知らせする。

#### 【依田委員】

- ・報告書の提言に「専門的知見を持ったアーキビストなどの職員の配置に努める」ように書いていただいている。現在、国立公文書館ではアーキビストとはどういう仕事をする人かという職務基準書を定める取組をしており、昨年12月に案を公表して様々な機関から意見を聴いており、今年中にアーキビストの職務基準書を確定する予定。その後は、アーキビストの公的認証ができるように国立公文書館で取り組んでいく予定であり、高知県でもアーキビストなどの専門家の職員の配置に努めていただきたいと思う。

#### 【事務局】

- ・国立公文書館の取組の状況を見て、県として対応していきたい。現時点では、実務を積み重ねながら国立公文書館のアーカイブズ研修を活用し、職員に専門的な知識が身につくように育成をしていく。公的認証制度が確立すれば県としても対応をしていきたいと考えている。

#### 【嶋田委員】

- ・県庁の文書は、新しい公文書管理制度で良くなっていくと思う。その広がりを各市町村の方にも広げて、県の組織の向上だけでなく、県域全体の公文書管理の向上に今後ともつなげていただきたい。

#### 【事務局】

- ・県の文書と市町村の文書を合わせてはじめて高知県の文書となろうかと思う。今後もしっかり市町村と連携する。ただ、小規模な市町村もあり、一つの市町村で公文書の書庫やシステムを整備するのが難しい時代にきている。広域で公文書の書庫を構えるとか、あるいは文書のシステムを共同利用するとか、様々な可能性はあろうかと思うので、県として検討研究して、市町村と話をしていきたい。

#### 【筒井委員】

- ・高知県は、県庁、市役所、県立図書館、高知新聞社が全焼して、あまり資料が残っていない厳しい地域である。戦後も南海地震があり、南海トラフ巨大地震が想定で来た場合、高知県の沿岸部の資料は、このままでは相当失われるという状況かと思う。そういう中で、県が今回、公文書の管理と歴史的な公文書を残していこうということの骨格ができたことは、たいへんうれしく、ありがたいことだと思っている。この制度、公文書館がどんどん発展することを祈っている。

#### 【内田委員】

- ・公文書館ができた暁には、それを活用したイベントなど、県民が活用しやすくなるようなイメージを持って進めていただきたい。

#### 【事務局】

- ・立地的には高知城の中であり、県立図書館跡地のため、県民のみなさまにはなじみのある施設かと思う。ただ公文書にはなじみが無いと思うので、そのギャップをできるだけ埋めるような取組、イベントなど、工夫をして県民の皆様が親しまれる公文書館にぜひしていきたいと思う。

**【松岡委員長】**

- ・今後のスケジュール感を説明いただきたい。

**【事務局】**

- ・まず、この検討委員会の最終報告書を皆様方をお願いをしてまとめていく。現時点で想定しているスケジュールは、12月議会に検討委員会の報告内容を事務局から報告し、2月議会に条例や規則の素案を県議会に示して、御意見を賜る。賜った意見を反映し、県民の皆様にもパブリックコメントというような形で御意見を賜る。準備が整い次第、31年度のできるだけ早い時期に県議会に上程したい。条例が承認されれば、公文書管理委員会を31年度に設置し、諮問を行いたいと考えている。条例の施行は、公文書館に関する規定もあり、公文書館が32年4月1日の設置を目指しているため、平成32年4月1日を想定している。改修工事の関係で不透明な部分はあるが、一番重要なのが公文書館の中で保存する歴史公文書等をきちんと選別して、移管をして、県民の皆様が利用できる状態まで31年度中に持って行く取組になる。公文書館の整備と歴史公文書等の整理と公文書管理条例と、この3つを同時並行で31年度は取り組んでいくということになり、ハードスケジュールであるが、なんとかやっていきたい。

**【松岡委員長】**

- ・最後に事務局からなにかあるか。

**【事務局】**

- ・委員の皆様方には、この公文書管理のあり方に関する検討委員会で5月から半年間御議論いただいた。毎回熱心に多岐にわたる項目について、非常に内容の濃い議論をしていただいたと考えている。

本県において公文書の分野というのは、やや他県に後れを取っていたが、今般この検討会で検討いただき、報告書を取りまとめていただいた。これが制度化すれば、公文書を統一的に適切に管理し、県政の透明化につなげていくという視点から、他県がまだやっていないような新しい仕組みも入れた公文書管理制度が運用されていくと考えている。そういった意味で今回幅広く御議論いただき、非常に意欲的な報告書を取りまとめていただいたと受け止めている。

今後県として、報告書の内容を踏まえ、条例案、規則、ガイドライン等の準備、条例が成立したら速やかに第三者委員会の設置といった準備を進めていきたい。施設としての公文書館の準備もこれから本格化していく。来年、条例が成立すると、施設と条例という器が完成する。

その後は、県民の皆様への周知、それから職員への研修ということでその器に魂を入れていく段階となり、やはりこれが一番大事なことだろうと思っている。この魂を入れて制度を適格に運用していくという段階を迎えたら、また委員の皆様には、いろいろと御指導御鞭撻をいただければと考えているので、どうぞ引き続きよろしく願いしたい。本当にありがとうございました。

**【松岡委員長】**

- ・最後なので、つたない運営であったが、皆様からお引き立ていただいた私からも一言申

し上げたい。最初に会議を開いたのが5月15日、新緑の時であったが、それから半年が経ち、今高知市も紅葉の真っ盛りの時期になっている。この間、各委員の皆様にはそれぞれの立場から貴重な提言、御指摘をいただき、おかげさまでこうして報告書を仕上げることができた。今後は報告書の内容を踏まえ、条例案、規則、ガイドラインを血肉のついたものに仕上げさせていただきたいと思う。また、この間、事務局には毎回精緻な行き届いた資料を御用意いただき、この場をお借りしてお礼申し上げたい。本当にありがとうございました。今後は、適切な公文書管理制度が成就されるように委員一同期待を申し上げたいと思う。それでは半年間続けてきた本検討委員会を終了したい。本当にみなさまありがとうございました。

## 5 閉会